

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
東三河 広域連合	2市等(1)	元、2	848	2,629	734	ア
大阪市	8市町(1)	2～4	2,083	16,447	3,734	イ
神戸市	1市(2)	平成29～ 令和3	2,218	11,289	3,006	イ、ウ
橋本市	1市(1)	平成28～ 令和2	491	7,308	2,080	ウ
岡山市	6市町(1)	平成29～ 令和3	1,674	27,765	6,402	イ
岡山市	5市町(1)	2、3	912	1,534	422	ウ
高知県	6市町(1)	元～3	1,158	6,378	1,759	ア
高知市	1市(1)	2、3	1,452	1,962	543	ア
久留米市	1市(1)	元～3	1,987	3,037	840	ウ
熊本県	7市町(1)	平成30～ 令和2	1,531	5,243	1,476	ア
熊本市	7市町(1)	2、3	586	6,101	1,400	イ
大分市	2市(1)	元、2	712	2,116	591	ア
計	101市区町村等 (27)	平成28～ 令和4	30,887	142,999	36,923	

注(1) 計欄の実施主体数は、県等の中で実施主体が重複することがあるため、各県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(186) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部局等	2道県、1市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	市6、町4、計10実施主体
事業者	3事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労移行支援、就労継続支援B型
過大に支払われた訓練等給付費の件数	1,050件(平成30年度～令和2年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	30,319,004円(平成30年度～令和2年度)
不当と認める国の負担額	15,159,501円(平成30年度～令和2年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活

又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援^(注1)、就労継続支援 B 型等^(注2)がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、自立支援給付の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して行う生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(注2) 就労継続支援 B 型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10 円から 11.60 円)を乗じて算定することとなっている。

そして、就労継続支援 B 型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することに

なった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から5月未満の月については100分の70を、5月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、サービス管理責任者による指揮の下、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた就労継続支援B型計画を作成することなどの要件(以下「計画作成要件」という。)を満たしていない場合には、計画作成要件を満たしていない月から計画作成要件を満たすことになった月の前月まで、就労継続支援B型計画未作成減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から3月未満の月については100分の70を、3月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

そして、サービス管理責任者欠如減算及び就労継続支援B型計画未作成減算の各事由に該当した場合には、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用することとなっている。

さらに、就労継続支援B型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、^(注3)常勤換算により算定した目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、事業所自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を1人以上配置しているなどとして都道府県知事等に届出した場合には、目標工賃達成指導員配置加算として、事業所の定員に応じた単位数を基本報酬の単位数に加算することなどとなっている。

また、就労移行支援に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所の利用定員が12人以上であって、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数(以下「受入可能人数」という。)を超える場合等には、定員超過利用減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

(注3) 常勤換算 従業者の勤務延べ時間数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

(4) 訓練等給付費等

市町村は、法に基づき、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、事業者の請求に基づき、訓練等給付費等を事業者に支払うことなどとなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、19 都道府県及び 34 市(14 政令指定都市、20 中核市)において、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する 468 事業者に対する訓練等給付費等の支払について会計実地検査を行うとともに、1 県から、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する 1 事業者に対する訓練等給付費等の支払について、訓練等給付費等の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、訓練等給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、2 道県及び 1 市(中核市)に所在する 3 事業者において、① 1 事業者において、就労継続支援 B 型に係る訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算を適用することなく算定し、また、計画作成要件を満たしていなかったのに、就労継続支援 B 型計画未作成減算を適用することなく算定していた事態、② 1 事業者において、就労継続支援 B 型に係る訓練等給付費の算定に当たり、常勤換算により算定した目標工賃達成指導員が 1 人以上配置されておらず、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていなかったのに、目標工賃達成指導員配置加算を適用して算定していた事態、③ 1 事業者において、就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が受入可能人数を超えていたのに、定員超過利用減算を適用することなく算定していた事態が見受けられた。

このため、1,050 件の請求に対して、平成 30 年度から令和 2 年度までの間に 10 市町が支払った訓練等給付費が計 30,319,004 円過大となっていて、これに対する国の負担額計 15,159,501 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、2 道県及び 1 市(中核市)において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県豊橋市に所在する事業者 A は、就労継続支援 B 型に係る訓練等給付費の算定に当たり、平成 30 年 4 月 1 日からサービス管理責任者として配置されていた者が、同日から同年 9 月 29 日までの期間については所定の要件のうち必要な実務経験年数を満たしていなかったのに、サービス管理責任者を配置していないこととなった月の翌々月から配置することになった月までの期間である同年 6 月から同年 9 月までの期間についてサービス管理責任者欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に 100 分の 70 を乗ずることなく算定していた。また、同年 6 月から令和元年 12 月までの期間については計画作成要件を満たしていなかったのに、就労継続支援 B 型計画未作成減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に 100 分の 70 又は 100 分の 50 を乗ずることなく算定していた。

このため、482 件の請求に対して、平成 30、令和元両年度に 4 市町が支払った訓練等給付費が計 17,804,561 円過大となっていて、これに対する国の負担額計 8,902,280 円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する道県等別に示すと、次のとおりである。

道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた訓練等給 付費の件数	過大に支払われた訓練等給 付費	不当と認める 国の負担額	摘要
北海道	2 町(1)	平成30～ 令和 2	443	7,135	3,567	②
青森県	4 市町(1)	元	125	5,379	2,689	③
豊橋市	4 市町(1)	平成30、 令和元	482	17,804	8,902	①
計	10 市町(3)	平成30～ 令和 2	1,050	30,319	15,159	

(注) 摘要欄の①、②及び③は、前記のそれぞれの検査結果に対応している。

(187) 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	1 県、1 市
国の負担の根拠	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
実施主体	市 7、町 4、計 11 実施主体
事業者	2 事業者
過大に支払われた障害児通所給 付費に係る障害 児通所支援の種 類	放課後等デイサービス
過大に支払われた障害児通所給 付費の件数	596 件(平成 28 年度～令和 2 年度)
過大に支払われた障害児通所給 付費の額	9,692,817 円(平成 28 年度～令和 2 年度)
不当と認める国 の負担額	4,846,408 円(平成 28 年度～令和 2 年度)

1 障害児通所給付費の概要

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)に基づき、障害児に対して児童発達支援、放課後等^(注1)デイサービス等を行うものであり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、これに要する費用について、障害児の保護者に対して障害児通所給付費を支給している。

そして、障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。